

東日本大震災とその後

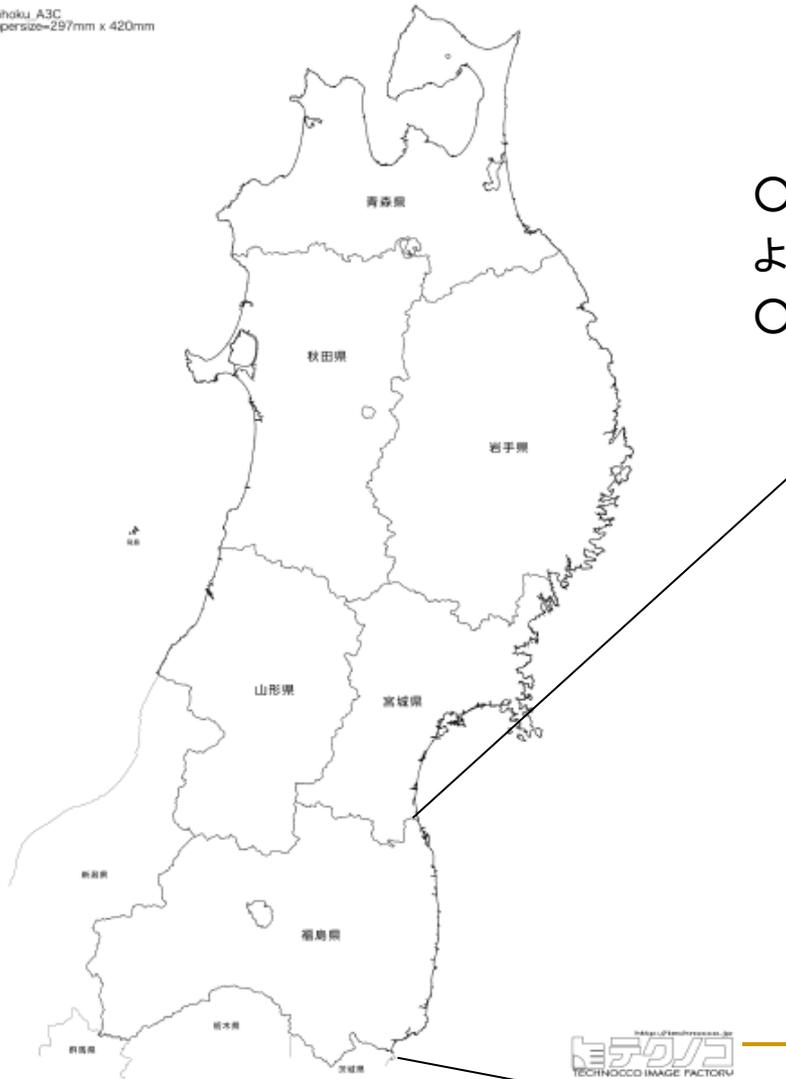
南相馬市の現況と経済復興 に向けた課題

分権型社会を支える地域経済財政システム研究会発表資料
福島県南相馬市副市長 江口 哲郎

南相馬市について

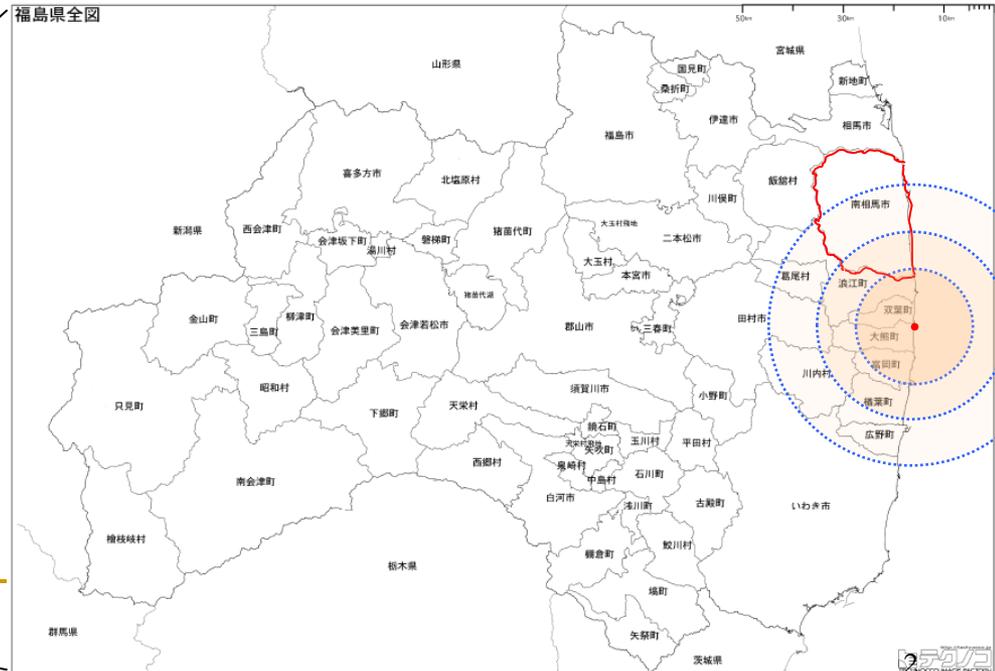
人口・・・64,232人(平成25年8月1日現在)
面積・・・398.5km²(約55%が山林)
産業・・・主要産業は農業、その他工業、製造業
文化・・・相馬野馬道

Tohoku_A3C
papersize=297mm x 420mm



○平成18年1月1日に鹿島町、原町市、小高町の合併により誕生

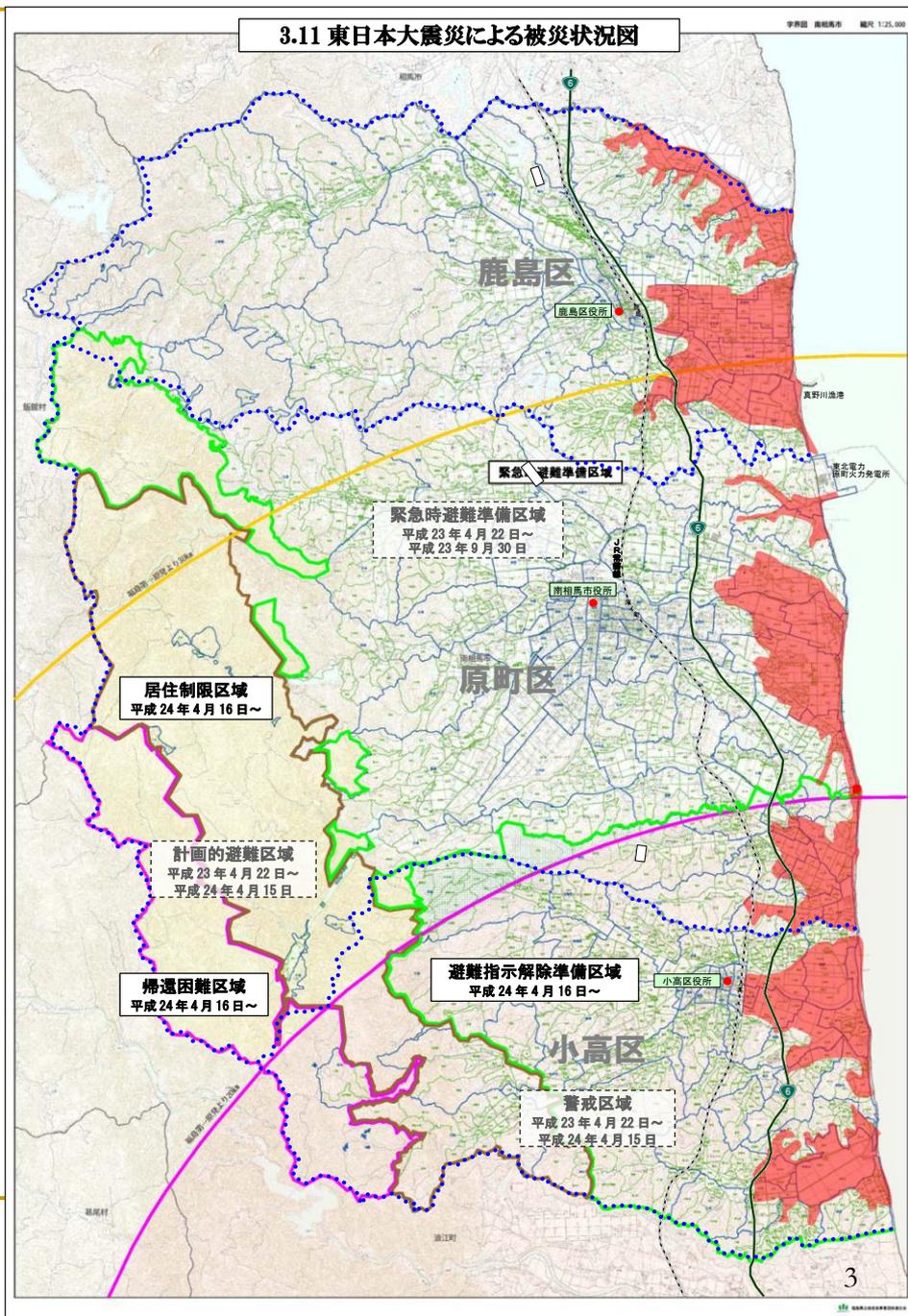
○いわき市と仙台市の間に位置する浜通りの中核都市



南相馬市の被災状況図

● 津波被害面積（平成23年4月8日現在）

区	地区	面積
鹿島区	八沢	5.0km ²
	南海老～烏崎	10.8km ²
	小計	15.8km ²
原町区	金沢・北泉	1.6km ²
	泉～雫	9.1km ²
	小浜～小沢	3.8km ²
	小計	14.5km ²
小高区	塚原～角部内	5.6km ²
	井田川～浦尻	4.9km ²
	小計	10.5km ²
合計		40.8km ²



震災後の南相馬市の区域の見直し

震災後の区域(H23年4月～)



区域見直し後(H25年8月)



被害状況①

【人的被害】 平成25年7月25日現在

- ・ 死亡 1,064人
(うち震災関連死 428人)
- ・ 行方不明 0人
- ・ 重傷者 2人
- ・ 軽症者 57人



【住家被害】 平成25年7月31日現在

区分	全世帯数	被害世帯数	全壊		大規模半壊		半壊		一部損壊	
			津波	地震	津波	地震	津波	地震	津波	津波
小高区	3,771世帯	1,394世帯	319世帯	42世帯	34世帯	21世帯	67世帯	320世帯	39世帯	559世帯
鹿島区	3,460世帯	1,050世帯	411世帯	18世帯	14世帯	19世帯	43世帯	62世帯	31世帯	452世帯
原町区	16,667世帯	1,960世帯	435世帯	4世帯	35世帯	11世帯	62世帯	75世帯	31世帯	1,307世帯
合計	23,898世帯	4,404世帯	1,165世帯	64世帯	83世帯	51世帯	172世帯	457世帯	101世帯	2,318世帯

被害状況②

【農地被害】

津波によって甚大な被害を受けて、流失・湛水した農地は、市の耕地面積の約3割に達すると推計されています。また、排水機場をはじめ、ため池・排水路・農道等の施設崩壊が確認されています。



津波を受けた八沢排水機場と湛水した農地（鹿島区北海老）



地震によって起伏を生じた排水路（原町区上高平）

耕地面積 (平成22年度)	農地流出・冠水等		推定面積の田畑別内訳の試算	
	被害推定面積	被害面積率(%)	田耕地面積	畑耕地面積
8,400ha	2,722ha	32.40%	2,642ha	80ha

農林水産省大臣官房統計部農村振興局作成(平成23年3月29日発表)

原発事故による水田作付の制限(30km圏内)を受けて、平成23年産米は、市内全域で作付け制限を行いました。また、農地除染の遅れから、平成24年・25年産米についても、作付を見合わせる方針を示し、除染の推進とともに、土壌調査やデータ採取のための試験圃場を設置しています。

稲以外の品目の作付制限はなく、野菜や花き等の作付けは行うことができます。



雑草が生い茂る水田

現在の状況 ① 【居住・人口関係】

総務企画部情報政策課
平成25年7月25日作成

	住民基本台帳人口 (平成23年3月11日)	市内居住者	市外避難者	転出者	死亡・所在不明者
小高区	12,842	5,993 (5,375) +618	5,407 (6,488) -1081	930 (623) +307	512 (348) +164
鹿島区	11,603	9,462 (9,397) +65	891 (1,336) -445	694 (482) +212	556 (395) +161
原町区	47,116	31,125 (29,453) +1,672	9,238 (12,823) -3,585	5,192 (3,757) +1,435	1,561 (1,017) +544
合計	71,561	46,580 (44,225) +2,355	15,536 (20,647) -5,111	6,816 (4,862) +1,954	2,629 (1,760) +869

カッコ内は平成24年4月12日現在（避難指示区域再編前）
※合計で67人（小高8、鹿島▲7、原町66）捕捉数が少ない

回復率65%

約45%

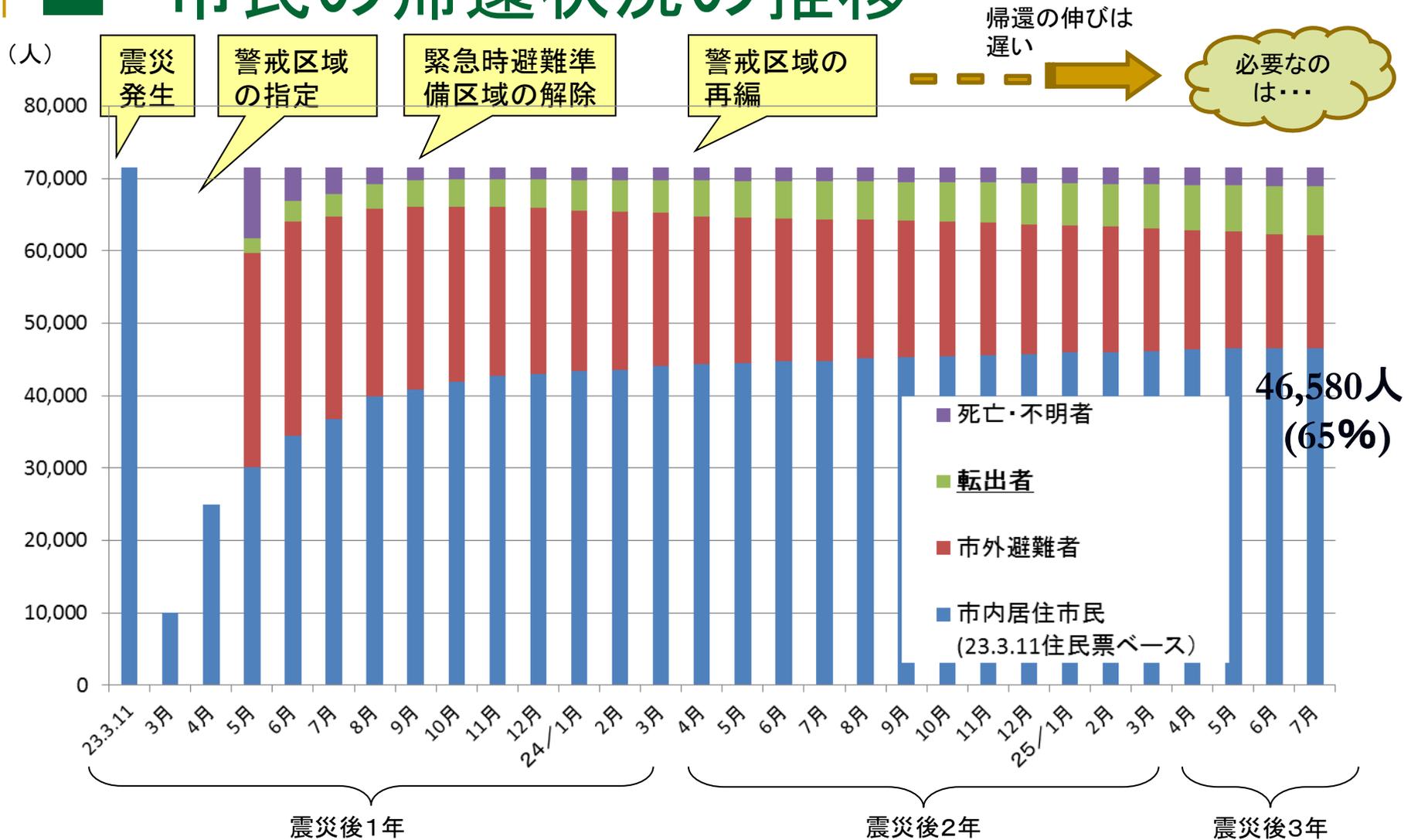
雇用促進住宅



仮設住宅



市民の帰還状況の推移



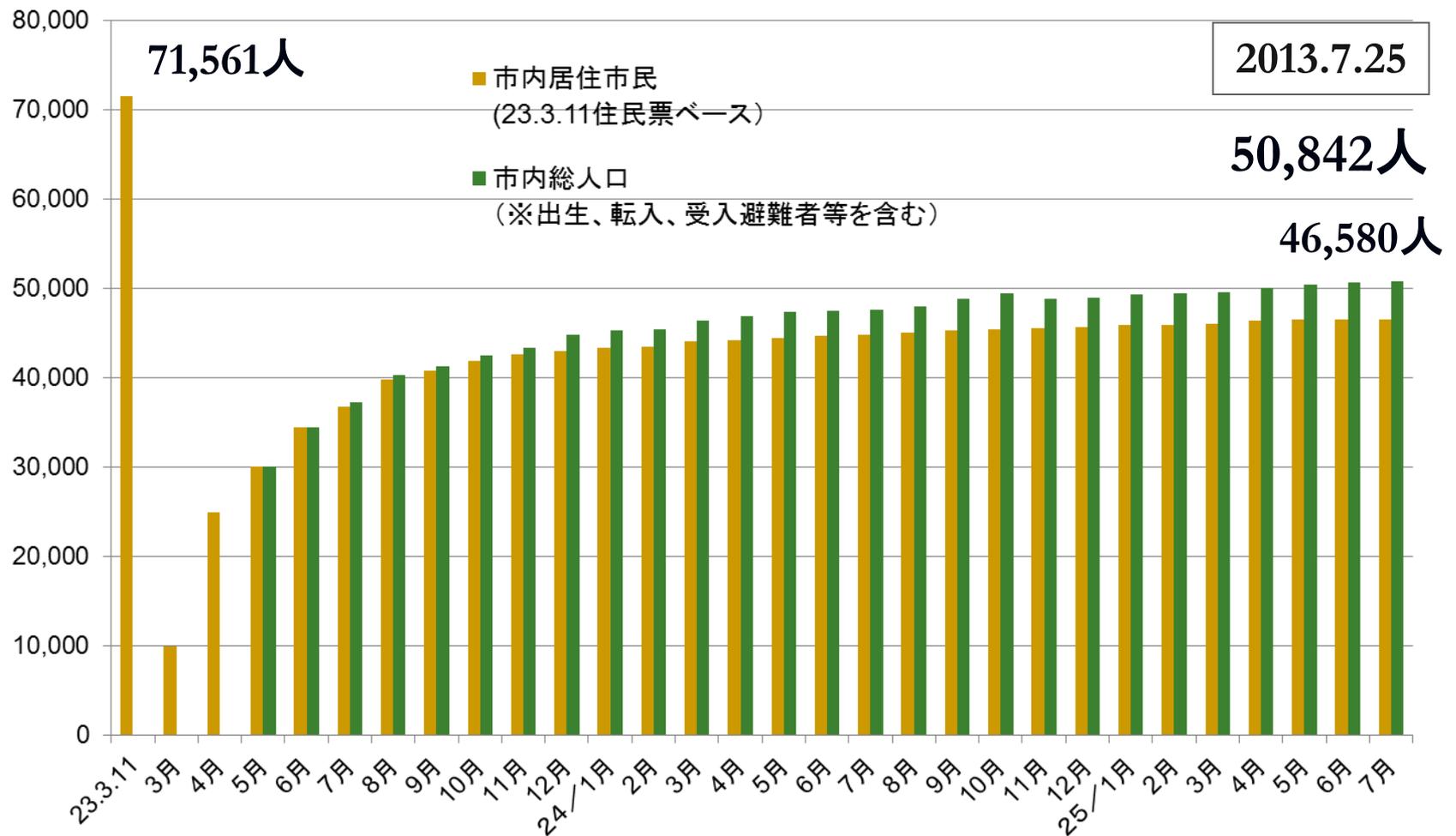
(出典)南相馬市総務部情報政策課統計係のデータを用いて作成

注)平成23年3月11日の南相馬市の人口(71,561人)を基準に、市民の移動人数(累計)の推移を表示

市内居住者:市内の自宅、知人宅、仮設住宅、借上住宅、避難所等の月末の人数

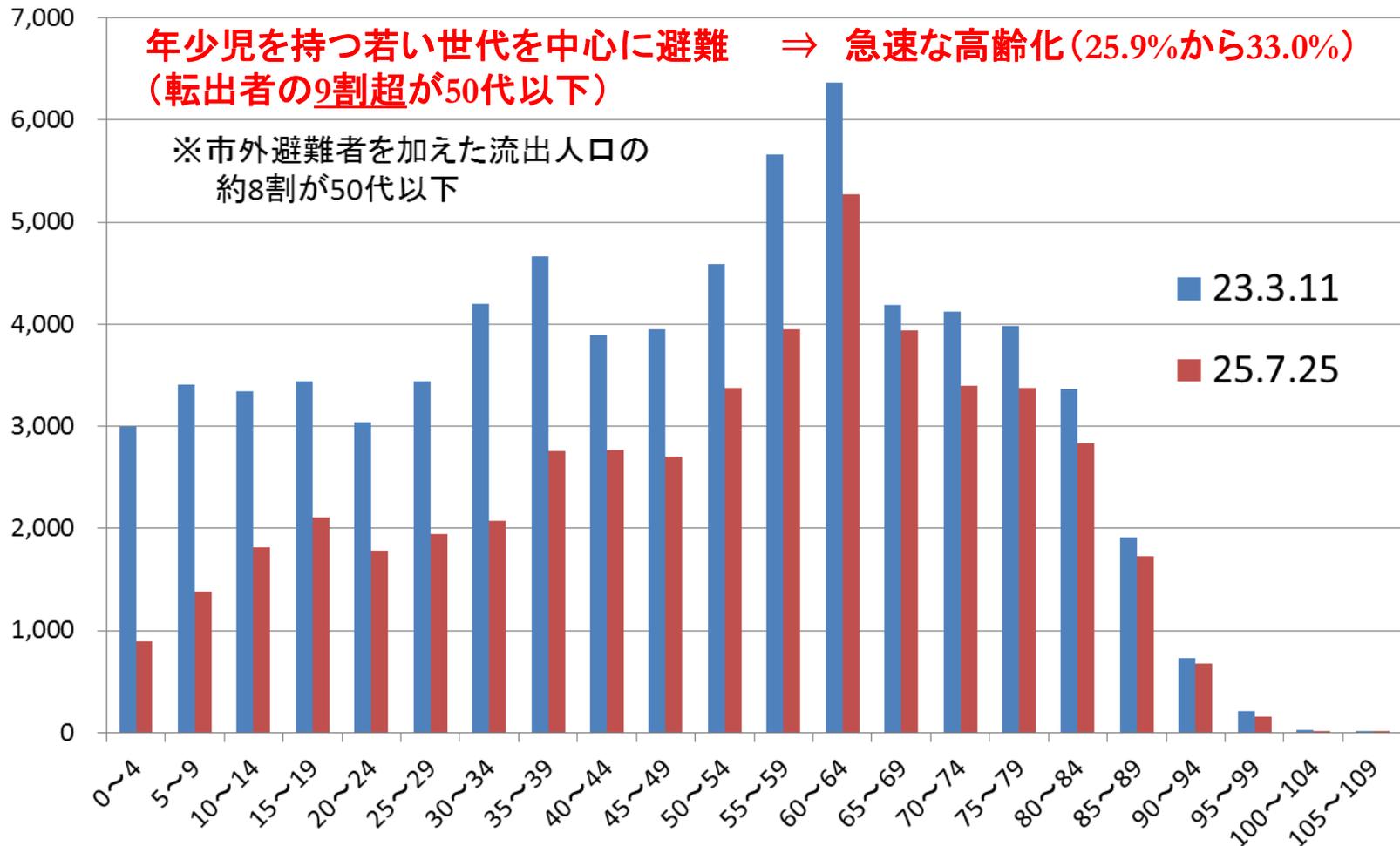
市外避難者:市外の知人宅、仮設住宅、借上住宅、避難所、病院、老人ホーム等の月末の人数

■ 人口の推移



(出典)南相馬市総務部情報政策課統計係のデータを用いて作成

■ 年齢別居住者数 震災前(23.3.11)と現在の比較



(出典)南相馬市総務部情報政策課統計係のデータを用いて作成

現在の状況 ② 【学校関係】

小・中学校 児童生徒の在籍推移

教育委員会
平成25年8月27日作成

区分	区名	23年度 (予定人数)	4月22日在籍 (1学期開始日)		24年度 (予定人数)	4月6日在籍 (1学期開始日)		25年度 (予定人数)	4月8日在籍 (1学期開始日)		区域外就学 (5月1日)	
		A	B	B/A	D	E	E/D	G	H	H/G	県内	県外
小学校	原町区(8校)	2,716	786	29%	2,554	1,227	48%	2,350	1,354	58%	300	705
	鹿島区(4校)	625	402	64%	611	509	83%	577	505	88%	13	59
	小高区(4校)	717	43	6%	681	178	26%	668	180	27%	168	321
	計	4,058	1,231	30%	3,846	1,914	50%	3,595	2,039	57%	481	1,085
中学校	原町区(4校)	1,295	555	43%	1,235	790	64%	1,265	866	68%	114	284
	鹿島区(1校)	324	238	73%	323	297	92%	331	303	92%	6	22
	小高区(1校)	344	52	15%	305	101	33%	299	91	30%	80	128
	計	1,963	845	43%	1,863	1,188	64%	1,895	1,260	66%	200	434
合計		6,021	2,076	34%	5,709	3,102	54%	5,490	3,299	60%	681	1,519

(単位：人)



体育館での授業
(平成23年4月22日)



原町区4校再開③(原町区全校再開)
(平成24年2月27日)



鹿島中仮設校舎に特別教育用
仮設校舎増設
(平成25年3月27日)



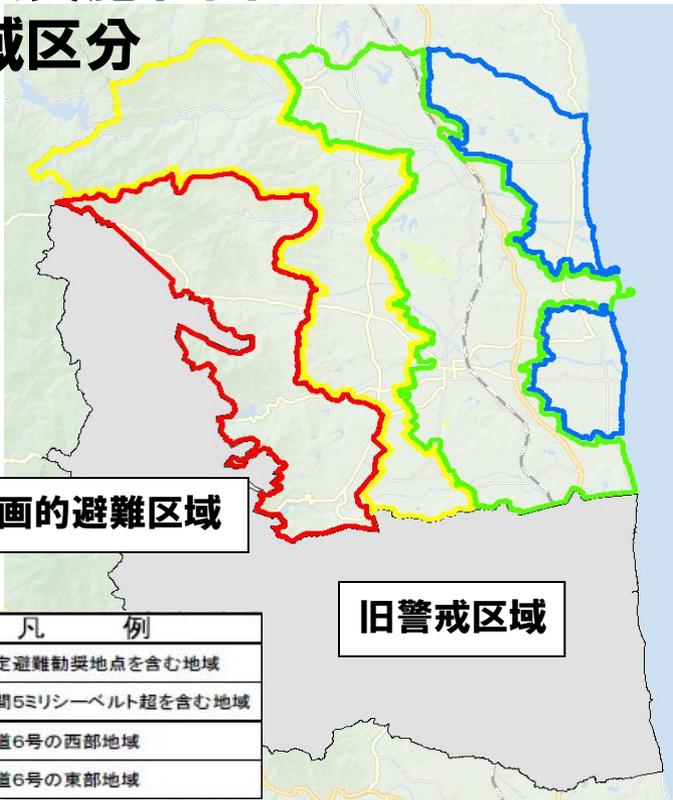
福浦小が鹿島小仮設から鹿島中
仮設へ入居(小高区4小学校全て
鹿島中仮設入居)
(平成25年4月8日)

現在の状況 ③

【除染関係】

除染実施範囲

地域区分



除染計画目標値(3年間)

追加被ばく線量※ 60%低減

子どもの生活圏 60%低減
をさらに上回る

将来目標

追加被ばく線量※ 年間1mSv以下

除染方針

線量の高い地域から順に実施



特定避難勧奨地点を含む区域

年間5mSv超を含む区域

その他地域

表土除去を含む面的除染

屋根・舗装・雨樋・側溝等を中心とした除染

除染の効果 —住宅・事業用建物等(高倉)

空間線量率 測定結果(住宅)
玄関前データ(109点)

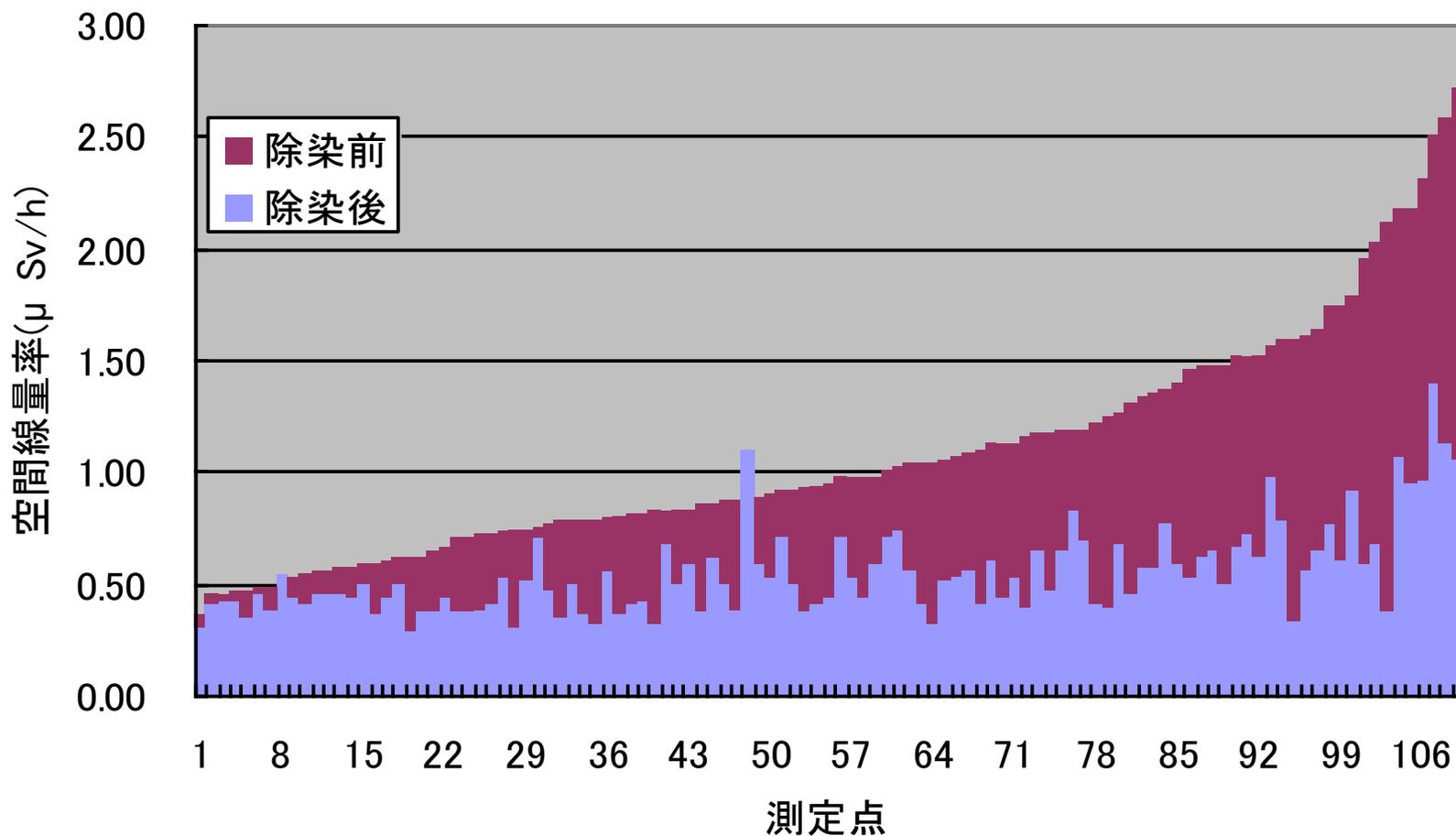
除染前

1.08 μ Sv/h

除染後

0.55 μ Sv/h

49.1%減



■ 仮置き場設置の状況

仮置き場については、放射線量の高低や地区特性を勘案し、市内に分散して数箇所を設置。

- ◇特定避難勧奨地点等を含む地域
(片倉、馬場、押釜、高倉、大谷、大原、禧原及び上栃窪)

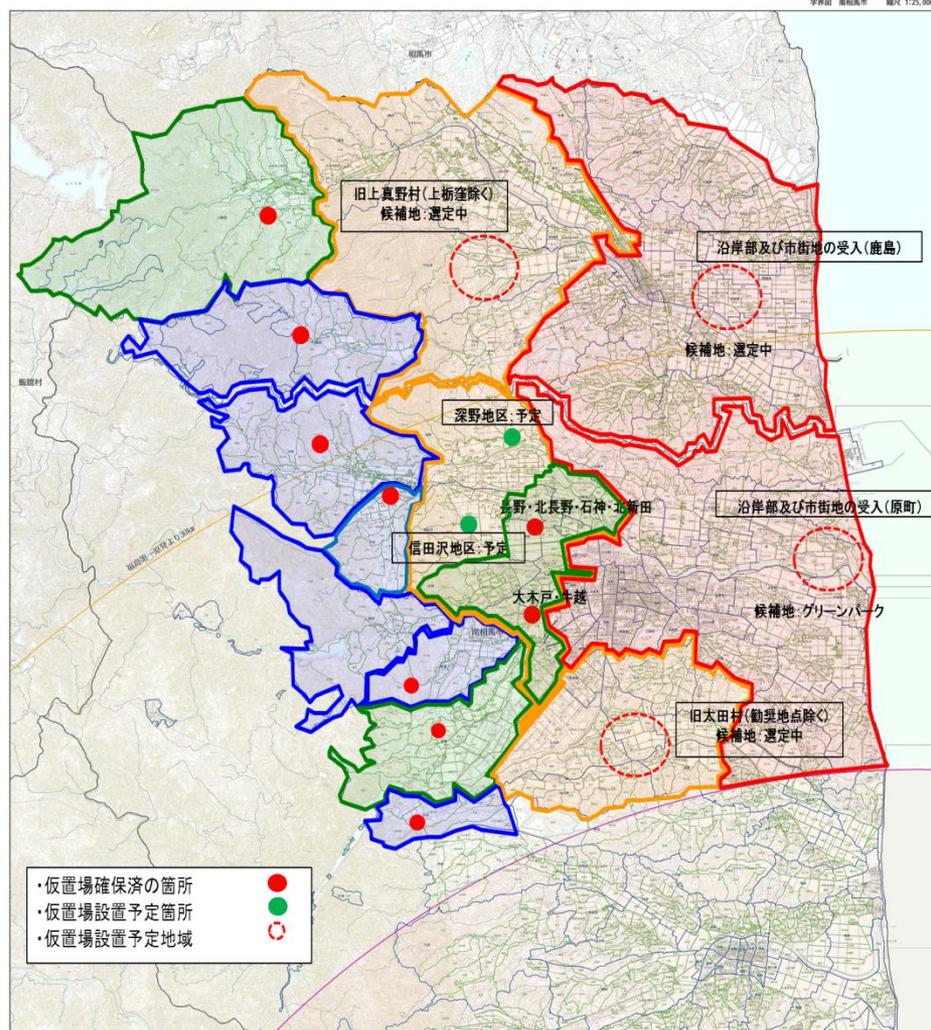
除去土壌等を他の地域に搬入することが困難なため、
仮置き場が確保された行政区等から除染を実施
⇒ (行政区単位に仮置き場を設置)

- ◇概ね年間5ミリシーベルト超を含む地域
(太田地区、石神地区、上真野地区)

当該地区単位でそれぞれ一箇所程度設置したうえで除染を実施
⇒ (昭和の合併前の村単位に仮置き場を設置)
※地域の実情に応じて分散設置にも対応 (石神地区4か所)

- ◇上記以外の地域
(原町地区、大甕地区、高平地区、
鹿島地区、真野地区、八沢地区)

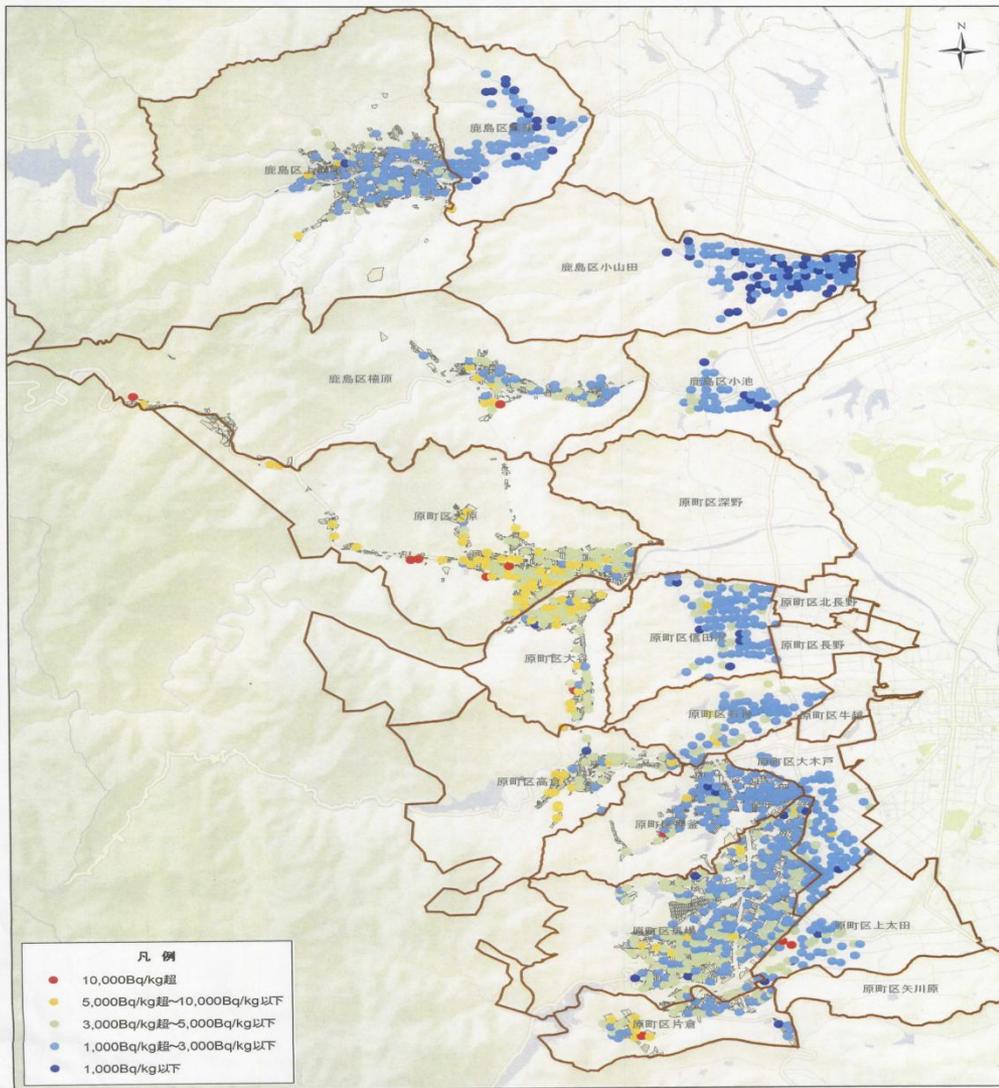
⇒ 原町区については、当初候補地として選定したグリーンパークを仮置き場として除染を計画
鹿島区については、海岸部に仮置き場を設置し除染を計画



農地除染モニタリング

南相馬市農地除染等の措置に必要な事前調査業務委託

放射線モニタリング調査 農地土壤中放射性セシウム濃度測定結果分布図 エリア1・エリア2



数値未精査

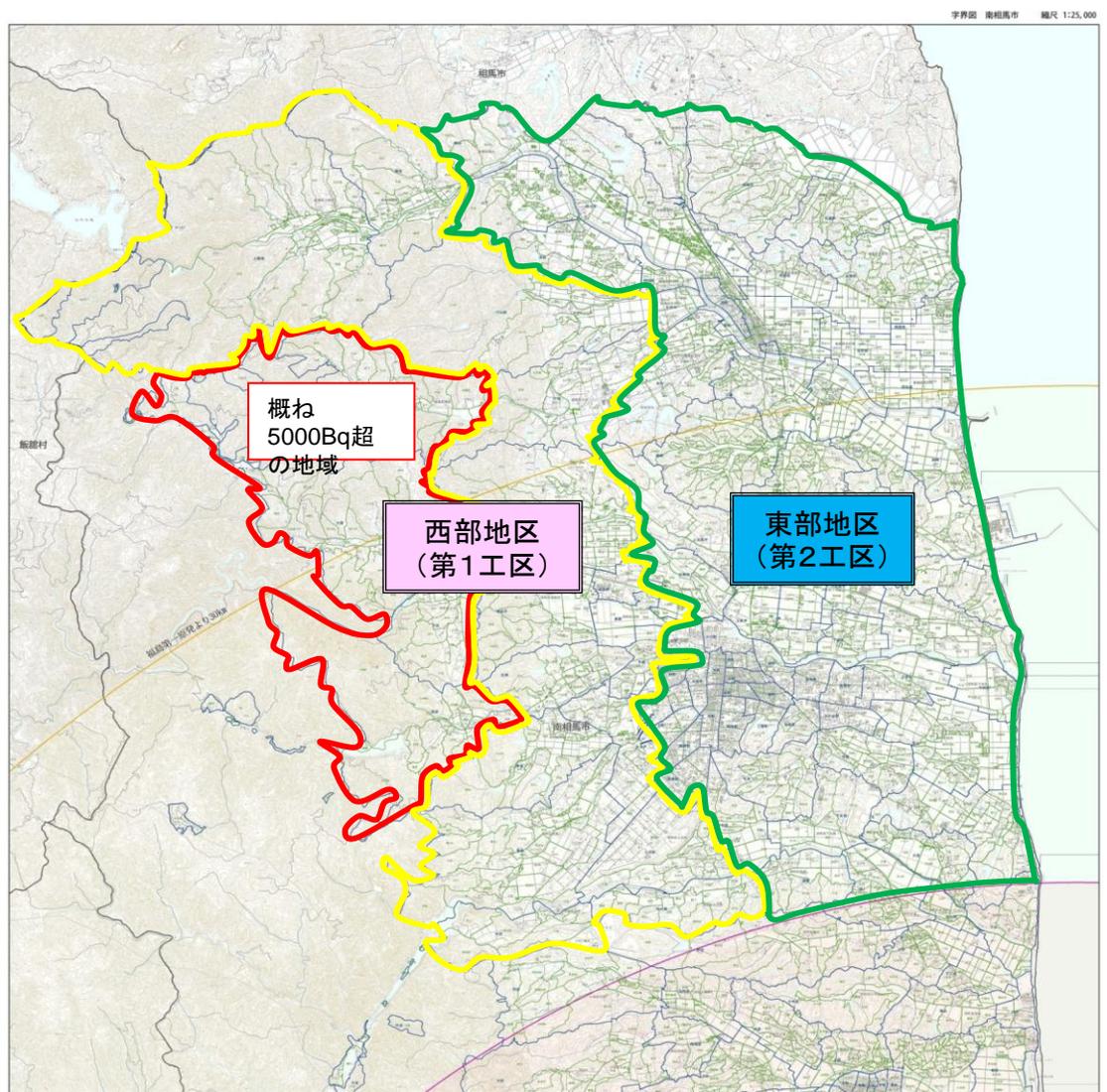
平成25年5月8日から農地除染等の措置に必要な事前調査(モニタリング)を実施。

平成25年6月末現在の農地土壤中放射性セシウム濃度測定結果分布は左図のとおりで、大字毎の平均結果は下記のとおり。

大字	平均値 (Bq/kg)	大字	平均値 (Bq/kg)
片倉	3,316	栃窪	1,455
馬場	3,006	小山田	1,094
押釜	2,680	小池	1,762
高倉	4,519	信田沢	2,768
大谷	4,895	石神	2,650
大原	5,492	大木戸	2,261
檜原	3,960	上太田	3,386
上栃窪	2,564		

赤字: 土壤中のセシウム濃度が概ね5000Bq/kgの地域

農地除染業務委託の工区の設定



農地除染の発注については、事前調査(モニタリング)の結果、及び進捗状況を勘案し、下記のとおり2地区の工区に分け発注予定。

①西部地区(第1工区)

モニタリングが終了し、年間5ミリシーベルト超を含む地域

【原町区】

高倉、大谷、大原、片倉、馬場、押釜、上太田、矢川原、深野、信田沢、北長野、長野、石神、牛越、大木戸

【鹿島区】

檜原、上栃窪、栃窪、小山田、小池

②東部地区(第2工区)

上記以外の地域

ただし、津波被災地は、復旧・復興事業を優先して実施することとし、それら事業が終了後のモニタリングにより除染実施を判断をすることとする。

農地の除染の方法について

農地

基本的な方法

選択的な方法

田・畑
(畦畔・法面含む)



耕土厚確認のうえ
●耕土厚が20cm以上30cm未満の場合

深耕

(耕耘深20cm以上)
(土改材散布含む)

又は

耕土厚が30cm以上の場合

反転耕

(耕耘深30cm)
(土改材散布含む)

●石礫が発生した場合
ストーンクラッシャーによる

石礫破碎処理

牧草地



除草

- 粗皮削り
- 樹皮の洗浄
- 剪定

樹園地



※土壌中のセシウム濃度が5000ベクレル/kg以上の地域で未耕起の農地

表土の削り取り

表面から平均5cm程度まで削り取り、土改材散布、客土をします。

※耕土厚20センチ未満で未耕起の牧草地

表土の削り取り

表面から平均5cm程度まで削り取り、客土、土改材散布、播種します。

※土壌中の放射性物質濃度が5000ベクレル以上の地域で未耕起の農地

表土の削り取り

表面から平均5cm程度まで削り取り、土改材散布、客土をします。

現在の状況 ④ 【事業所関係】

平成23年8月11日に鹿島区寺内地区に仮設事業所が開設されたのをはじめ、13地区・71事業所が仮設施設で操業を再開。平成24年4月16日に警戒区域が解除され、避難指示解除準備区域での事業活動が可能となり、平成24年6月からは、必要な場合に居住制限区域内での事業継続・再開も例外的に認められている。

(現状)

○旧警戒区域(20km)外

- ・製造業、商店等は、グループ補助金等を利用し概ね再開。ただし、商店等の一部が従業員(パート、アルバイト)不足等で休業中。
- ・再開事業者も、従業員確保の問題や、双葉群の商圈喪失により厳しい経営環境。

○旧警戒区域(20km)内

- ・製造業は、グループ補助金等を利用し工場を再開する傾向にあるが、一部の企業の工場は移転・閉鎖・休業中。
- ・商店等の販売業は、休業中。顧客動向(住民の帰還)等が再開判断の前提。

商
工
会
議
所
等
会
員
数
と
再
開
会
員
数

	原町商工会議所	鹿島商工会	小高商工会	合 計
平成25年8月28日現在 会員数(A)	1,299	321	347	1,967
平成23年10月23日現在 再開会員数	約780	248	92 (市内で再開46)	約1,120
平成25年8月28日現在 再開会員数(B)	約910	約280	183 (市内で再開126)	約1,373
再開率 (B/A)	70%	87%	53%	70%

経済部商工労政課
平成25年8月28日作成

平成21年経済センサス (事業所・企業統計調査)
南相馬市事業所数 3,652
3,721 (事業内容等不詳含む)

平成18年事業所・企業統計調査
南相馬市事業所数 3,599
旧原町市 2,591
旧鹿島町 474
旧小高町 534



仮設工場



仮設店舗

■ 事業所の経営状況(原町区)

原町商工会議所会員実態調査より
平成25年3月

● 売上高の状況

平成22年9月の売上を100とし、平成23年9月、平成24年9月の売上の割合 (単位:%)

	製造業	建設・土木業	卸売業	小売業	サービス業
H23.9	72	104	52	70	51
H24.9	80	141	61	80	61

建設・土木業においては、震災前を大きく上回っている。一方、卸売業とサービス業では6割程度。

● 雇用の状況

(単位:人)

▶ 雇用人数

	製造業	建設・土木業	卸売業	小売業	サービス業	計
H23.2	1,485	1,009	141	636	1,375	4,555
H23.9	1,136	942	78	510	1,045	3,711
H24.9	1,345	1,014	85	549	1,067	4,060

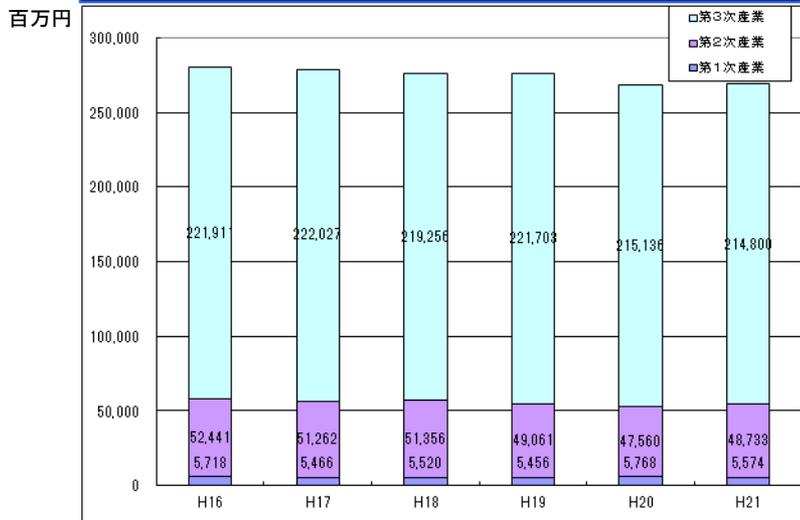
製造業、建設・土木業はほぼ震災前の水準。卸売業は震災前の4割減、サービス業では2割減。

▶ 過不足感について

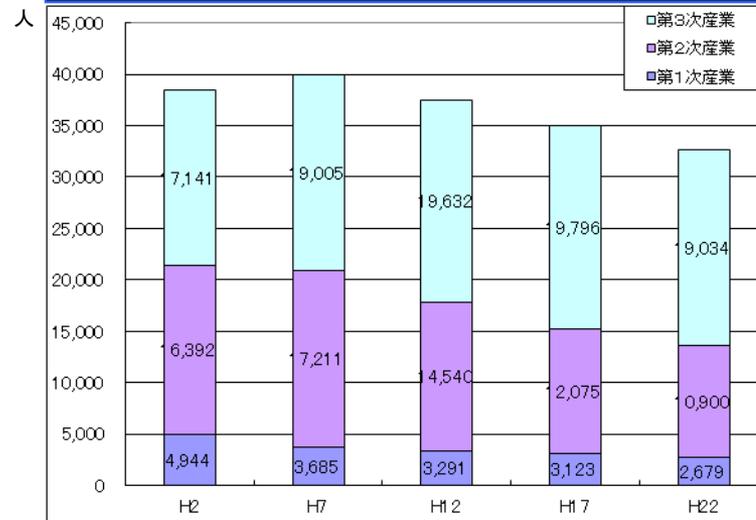
	製造業	建設・土木業	卸売業	小売業	サービス業	計
過剰である	9	3	1	2	3	18
適正である	33	26	8	23	67	157
不足している	23	43	4	28	49	147

震災前の南相馬市の産業構造

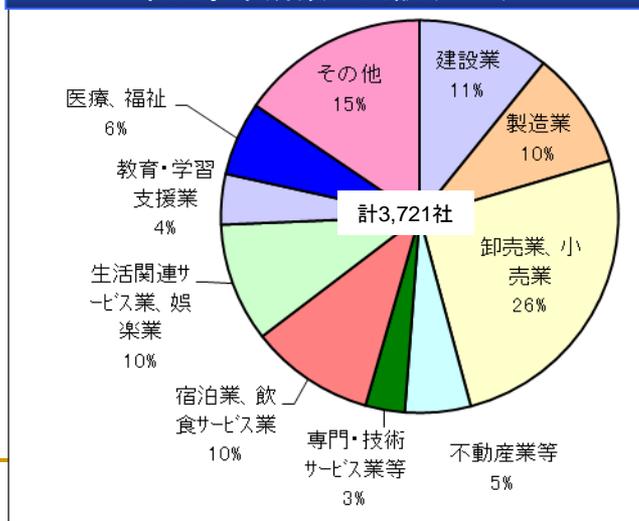
市内の総生産額の推移



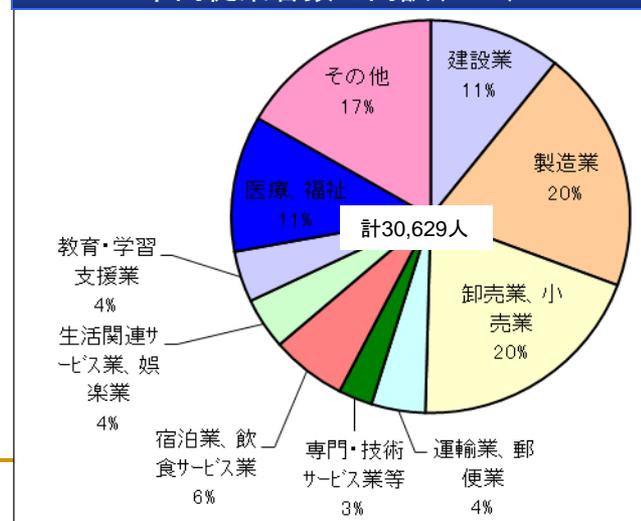
市内の産業別人口の推移



市内事業所数の内訳(H21)

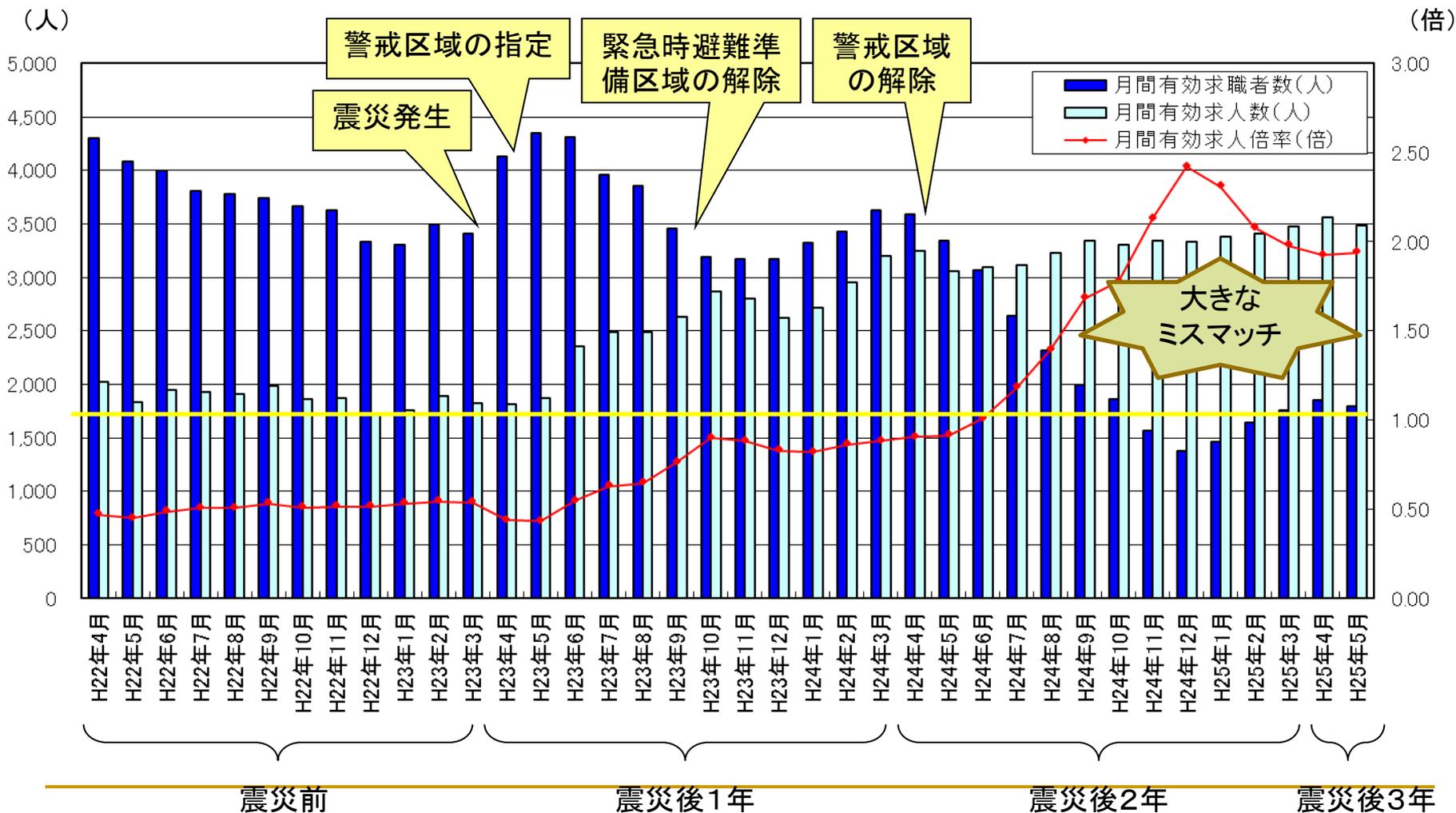


市内従業者数の内訳(H21)



■ 南相馬市の有効求人倍率等の推移

- ・ 父親が帰還就労再開後も、避難先で生活続ける母親・子供が少なくなく、パート(主婦)・アルバイト(学生)が不足。
- ・ 求人数自体は多いものの、求職ニーズ(長期・安定)と大きなミスマッチが発生。原発賠償金等による勤労意欲の低下も。



(出典)ハローワーク相双「雇用ニュース(平成25年7月号)」、相双(本所)※のデータ

※南相馬市、飯館村 (平成23年6月に飯館村は全村避難しているので、それ以降は実質的には南相馬市のデータ)

■ 事業再開に向けた課題と取組

事業再開等の課題

○商圏の喪失

- ・小高、浪江、双葉、大熊等も商圏としていた販売業は、商圏が消失。(本市の住民帰還だけでは不足)

○労働力の確保・住宅の不足

- ・従業員・パート・アルバイトの確保が困難。また、震災以降、住宅需給の逼迫から、従業員の住居の確保が困難。

○インフラ整備の遅れ

- ・高速道路、鉄道の復旧・整備に時間を要すこと、又は、見通しが難しいことが企業誘致のネック。
- ・旧警戒区域はゴミ処理業者を見つけるのが難しくなり、事業再開・事業継続に影響。

事業再開、産業再生・産業復興に向けた取組

○国県の支援策の活用

- ・中小機構の仮施設整備事業を活用し、被災した事業所(店舗、事務所、宿泊施設等)の事業再開を支援。
- ・グループ補助金により、被災した施設・設備の復旧を支援。
- ・国県の立地補助金により、工場等の新增設を支援。

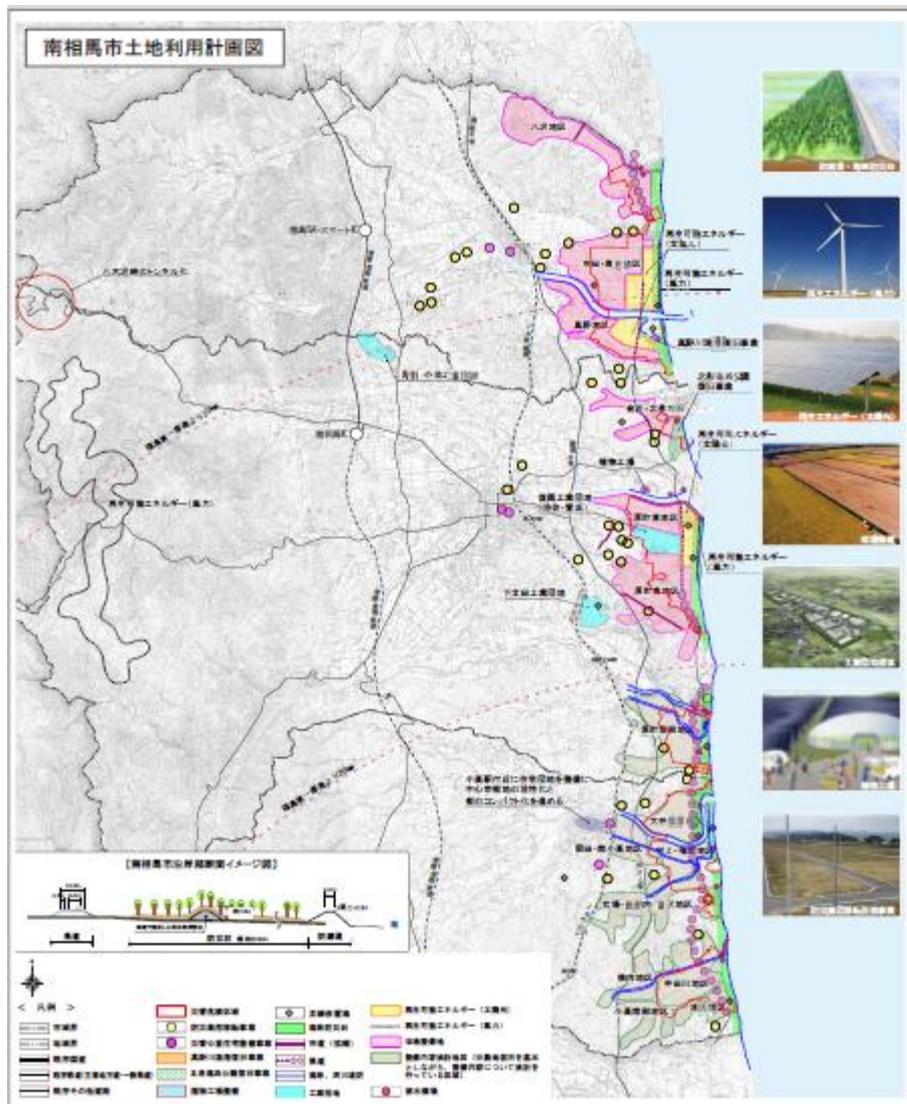
○市の住宅不足対策

- ・仮設住宅・借上住宅の増設、災害公営住宅の建設(H25~27年度完成予定)、復旧・復興作業員向け住宅施設建設補助金を創設。長期非難者向け公営住宅(県)の整備に協力。

○企業誘致、新産業の創出支援

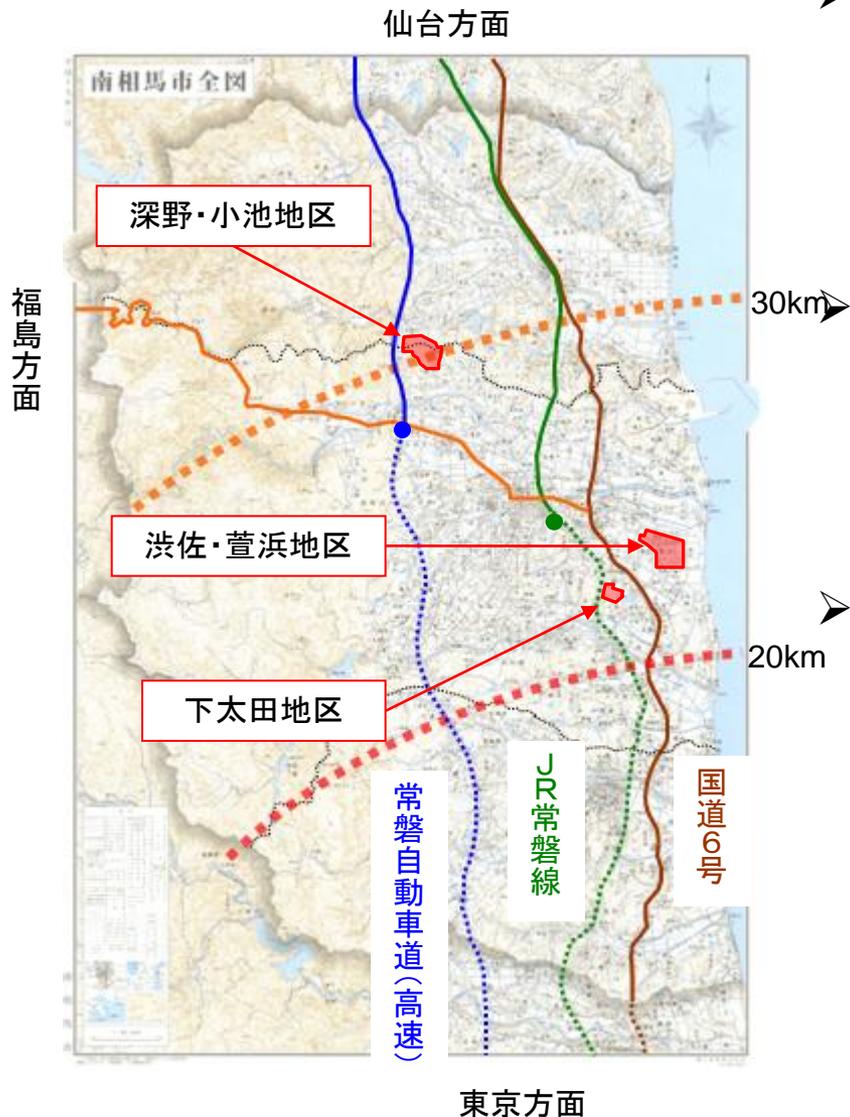
- ・国県の研究施設や、再生可能エネルギー分野等の企業誘致を実施。
- ・立地企業の受け皿として工業団地を整備。
- ・新産業の創出のため南相馬市ロボット産業協議会を設立。

■ 沿岸地域の新たな土地利用計画



- 南相馬市は、津波により、住宅や農地等が流失。沿岸部(約41km²、市の耕作地の約3割)に甚大な被害。
- そのため、南相馬市では、津波被害を受けたエリアの新たな土地利用として、住宅の集団移転、防潮堤・防災林、メガソーラー、風力発電、工業団地、植物工場等を計画。
- 平成24年6月、東芝が南相馬市にメガソーラーの立地等を決定。同年10月、福島県が南相馬市に福島県環境創造センター(仮称)の一部研究施設の立地を決定。平成25年3月、植物工場が完成し、生産開始。

交通インフラと工業団地の整備



➤ 常磐自動車道(東京－仙台間)は、NEXCO東日本が、H26年度内を目途に未整備区間(相馬IC－山元IC、南相馬IC－広野IC)を整備、全線開通を予定。

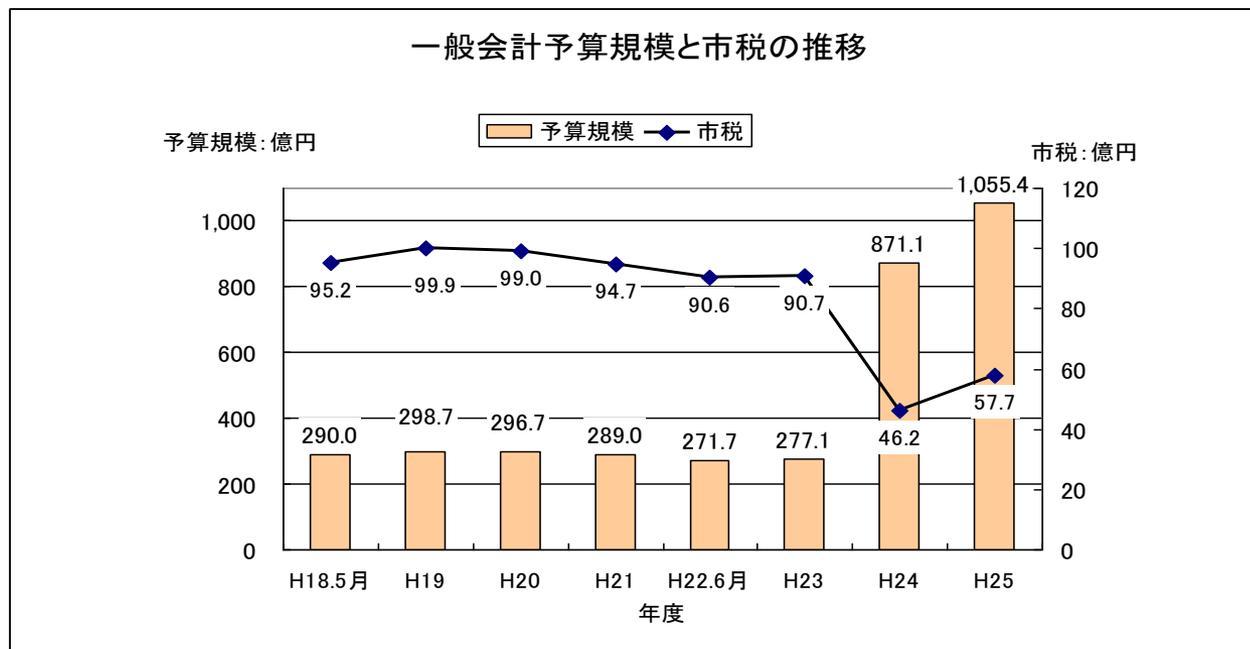
➤ JR常磐線は、仙台方面(相馬～浜吉田)がルート変更により平成29年度開通予定、東京方面(原ノ町～広野)は、避難区域の帰還状況に合わせて、順次整備開通予定。

➤ 震災後、遊休地や工業団地に、仮設住宅や仮設施設(店舗、事務所、工場)を作った為、新たに以下の工業団地・工場用地の整備を計画。

- ◆ 下太田地区・・・既整備地区を最大限活用して、廃炉・ロボット産業を中心に企業を誘致。
- ◆ 渋佐・萱浜地区・・・植物工場等による活用も視野に、津波被災地に大規模な用地を整備。
- ◆ 深野・小池地区・・・津波復旧用の用土取得を前提に、将来的には流通系も視野に入れた工業団地を整備。

財政の状況

一般会計の予算規模は、過去最大の1,055億円余（前年度当初比21.1%増）
 税収は、前年度当初比25%増を見込むが、震災前（23年度）からは、4割超の減



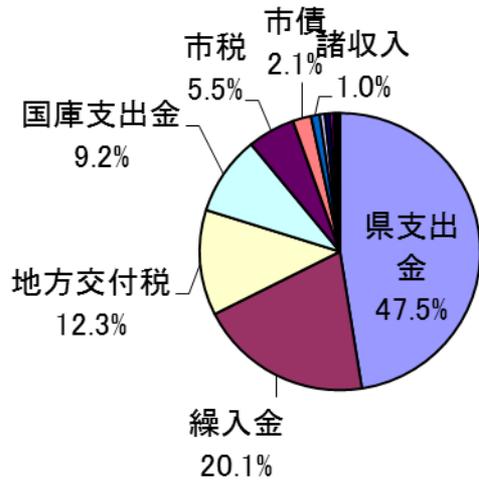
※実質的な当初予算
 ベースとするため、平成18、
 22年度は補正後

● 主な基金の状況

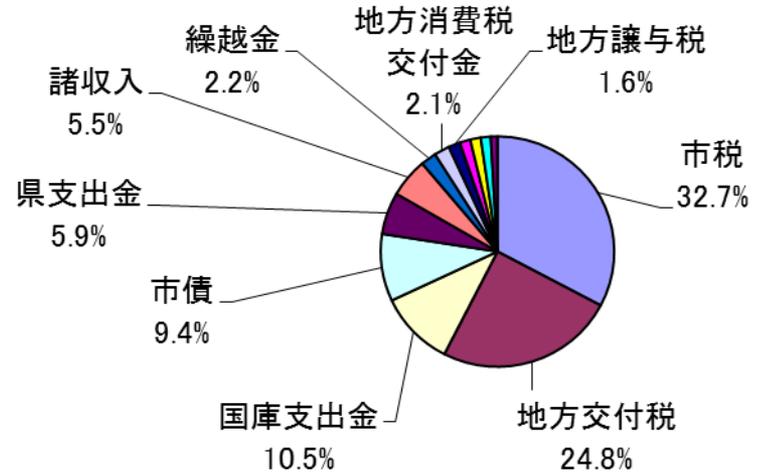
基金名	24年度末残高 (見込み)	25年度(当初予算額)		
		積立額	取崩額	年度末残高
財政調整基金	1,966,675	300,314	350,000	1,916,989
東日本大震災復旧・復興基金	9,384,245	463	2,153,560	7,231,148
東日本大震災遺児等支援基金	202,633	40	27,500	175,173
みらい夢基金	460,770	88	188,717	272,141
東日本大震災復興交付金基金	27,547,860	0	17,900,985	9,646,875

■ 歳入歳出の構成比

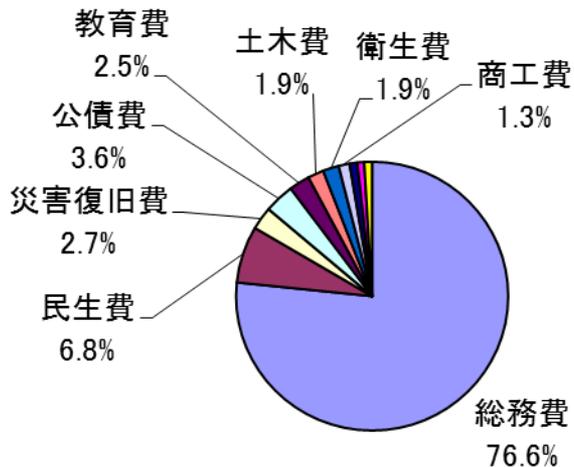
● H25一般会計歳入 構成比



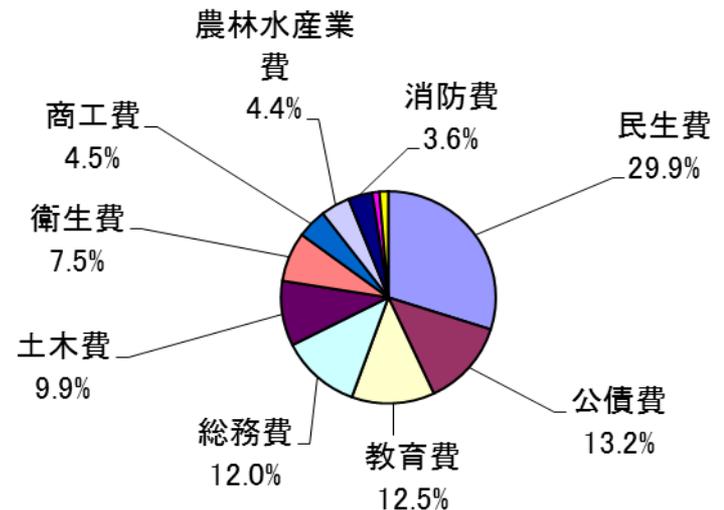
● H23一般会計歳入 構成比



● H25一般会計歳出 目的別構成比



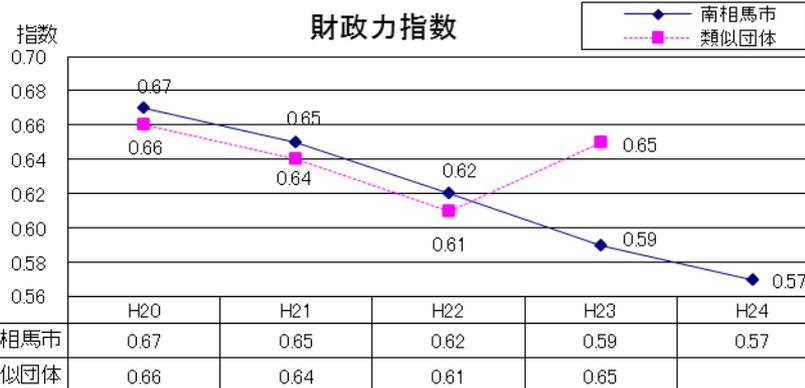
● H23一般会計歳出 目的別構成比



H24決算見込み

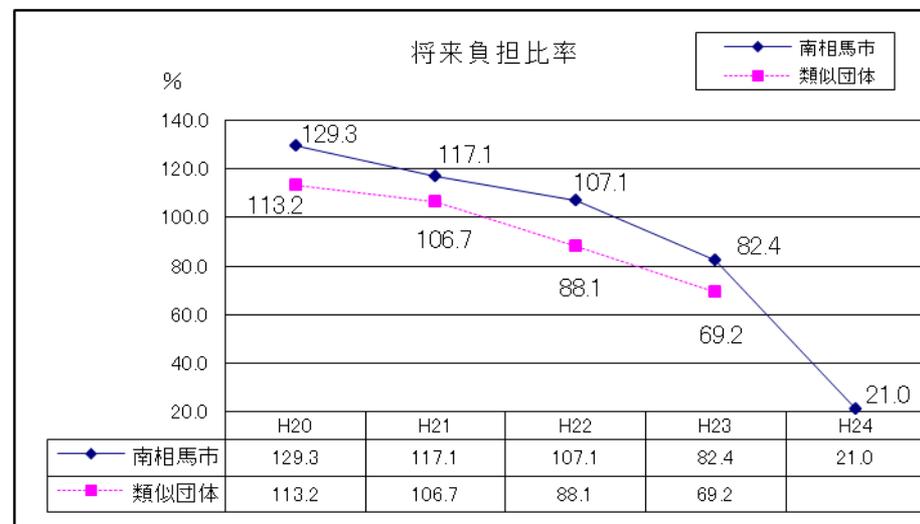
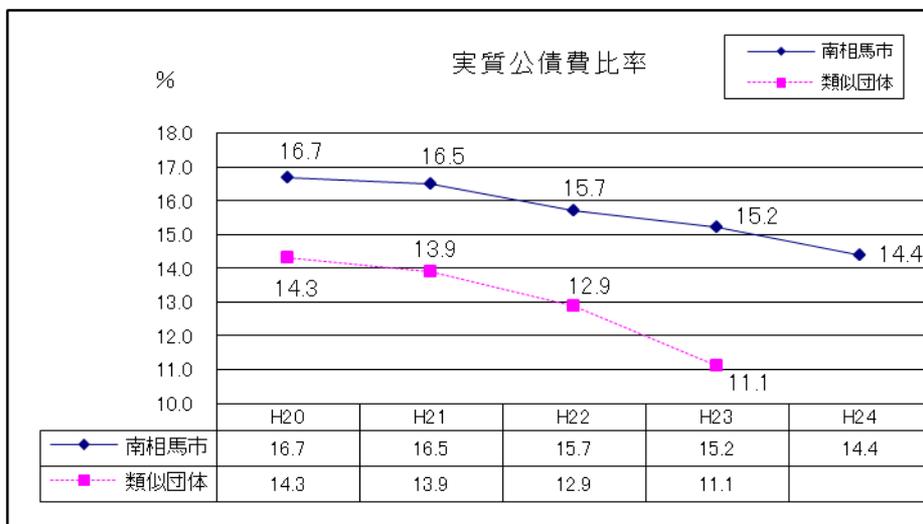
(単位:千円)

区分		平成22年度	平成23年度	平成24年度	差引(H24-H23)
歳入決算額	A	29,394,826	68,387,330	69,501,726	1,114,396
歳出決算額	B	27,743,750	62,497,061	64,853,648	2,356,587
差引(A-B)	C	1,651,076	5,890,269	4,648,078	▲ 1,242,191
翌年度に繰り越すべき財源	D	785,938	3,778,629	2,470,101	▲ 1,308,528
実質収支(C-D)	E	865,138	2,111,640	2,177,977	66,337
単年度収支	F	201,299	1,246,502	66,337	▲ 1,180,165
財政調整基金積立金	G	339,330	1,642,825	1,718,384	75,559
繰上償還金	H	30,260	1,020	0	▲ 1,020
財政調整基金取崩金	I	326,901	1,577,870	1,287,404	▲ 290,466
実質単年度収支(F+G+H-I)		243,988	1,312,477	497,317	▲ 815,160



■ H24決算見込み（健全化指標）

実質公債費比率	本市	16.7%	16.5%	15.7%	15.2%	14.4%
	類団	14.3%	13.9%	12.9%		
早期健全化基準		25.0%	25.0%	25.0%	25.0%	25.0%
財政再生基準		35.0%	35.0%	35.0%	35.0%	35.0%
将来負担比率	本市	129.3%	117.1%	107.1%	82.4%	21.0%
	類団	113.2%	106.7%	88.1%		
早期健全化基準		350.0%	350.0%	350.0%	350.0%	350.0%



復興に向けた課題等

① 復興交付金の見直し

復興推進に向けて市町村が実施したい事業が、国に認めてもらえない場合や、採択まで国との調整に時間を要することで、迅速な事業実施に支障。

⇒ 復興交付金の効果促進事業費を、より市町村の裁量に基づいて使えるように。

② 除染作業員の労務単価及び特殊勤務手当の見直し

復旧・復興工事及び除染作業の本格化に伴い、除染作業労働者の確保に向けた賃金が上昇。また、今後本格化する国直轄の除染特別地域内で除染に従事する作業員には特殊勤務手当が支給。（ほぼ同様の業務環境にある市実施の除染作業員に対しては支給されない。）

⇒ 環境省が定める除染作業に係る設計労務単価の見直し(引上げ)。

市が実施する除染作業員に対しても、特殊勤務手当を支給対象に。

復興に向けた課題等（続き）

③ 受益地転用に伴う補助金返還措置

当市で農家意向調査を実施したところ、72.7%の農家が「農業をやめたい」、「経営を縮小したい」という結果。被災により、沿岸部の農地は壊滅的な被害を受けており、当市は、従来の土地利用方針からの大転換が必須。

⇒ ほ場整備事業の工事完了から8年を経過していない農地を転用する場合には、補助金返還を求められることになるが、復興に資する事業(海岸防災林、再生可能エネルギー基地等)のために農地を転用する場合には、補助金返還の免除を。

④ 被災農地の有効活用

放射性物質により汚染された農地について、着実な除染、さらには、農作物の風評被害の収束により、営農が再開できる環境となるまでには、なお一定の期間が必要。

⇒ 被災農家を経済支援し、農地を維持する観点からも以下の制度の検討を。

- 農地転用手続きを経ず農地のままで一定期間、再生可能エネルギー用地等として活用できる仕組みを。(届出制にするなど手続きの簡素化も必要)
- 個別所得補償制度の対象に、バイオ資源作物の生産も含めること。

復興に向けた課題等（続き）

⑤ 中小企業の事業継続・再開に係る税優遇措置（福島復興再生特別措置法）

(1) 原子力災害の実態に応じた対応

当地域の原子力災害による被害は甚大、かつ、長期にわたるものであり、人口の流出や商圈の消失により、依然として先行きの見えない厳しい経済状況。

⇒ 福島復興再生特別措置法による税額控除等(避難解除区域事業者が避難対象雇用者等を雇用した場合△20%)について、事業継続と再開を強力に支援するため、さらに思い切った税制上の措置の検討。

また、災害の実態に即して、特例措置の期間(事業用設備等への投資については避難指示が解除された日から5年間、被災者雇用については県の確認を受けた日から5年間)は、人口や商圈が回復するのに十分な期間が必要。

(2) 当市の特別な状況に対する対応

原子力災害からの復興及び再生にあたっては、市民・市内事業者が一丸となって取り組むことが不可欠。

⇒ 福島復興再生特別措置法の特例措置の対象区域を避難解除区域のみに限定せず、当該区域を含む市全域に。

復興に向けた課題等（続き）

⑥ 診療報酬に係る緩和基準の採用

地域住民・被雇用者の長期非難に伴い、当地域では、看護師不足等医療資源が著しく少ない状況にあり、未だに休止中の病棟も。

⇒ 稼働できない病棟・病床を早期再開できるよう、病棟ごとに看護基準を採用できる地区として、相双地区の指定を。（医療従事者の確保等が困難かつ医療機関が少ない2次医療圏及び離島にある医療機関について、地域指定を受け、入院基本料の届出に際し病棟ごとに10:1、13:1あるいは15:1の看護基準を採用できる（平成24年度診療報酬改定））

⑦ 在宅診療の在宅支援病院の指定

当地域の介護施設は、施設被害、スタッフ不足等により十分な能力回復に至らず、また、診療所による訪問診療は看護師等のスタッフ不足で対応できない状況。市立総合病院では、仮設住宅、借上住宅の避難者及び市内の高齢者世帯のため、在宅診療科を設置し、急速に高齢化した当市の在宅医療に対応。

⇒ 現行制度上、在宅支援病院指定の要件は199床以下であるが、当市の介護施設等の現状を考慮し、市立総合病院(230床)の在宅支援病院指定を。